

今年度より、全国事務局でのJASRAC一括処理はなくなりました。各校で処理をする必要があります。

1. なるべくオリジナルの音源を使う。

◎安易に市販の音源を使わない。効果音は生録を試みる。

◎自分で作詞・作曲・自演なら、許諾は必要ありません。

◎ブラスバンド部や軽音楽部等が、自作でない曲を演奏し、それを録音する場合、隣接権処理は省略できるが、JASRAC等への著作権処理は必要。譜面を利用する場合は別途許諾が必要です。

2. ネット上の音源は使用しない。

◎有料でのダウンロード楽曲についても使用不可。

「著作権フリー」との表記があっても、誤っている可能性が大。

よってHP管理者に連絡が取れでも不可。

(HPの作者自身が著作権のことをわかっていないことが多い。)

3. なるべく指定の著作権フリー音源を使用する

◎「アーキー」「EX インダストリー」については、様式2-6の記載のみで使用できます。

(ただし サンプルCDは不可)

ジャケットコピーの必要もありません。 ネットからのダウンロードも可能です。

注意

◎「サウンド・ファクトリー」「ビデオラボネットワーク」「ファンダンゴ」については、次のコピーを添付してください。

①著作権フリーであることが明記してある部分

②ジャケット

③使用する曲名がかかっている部分

様式2-6へ記載してください。

4. 通常販売しているCDを使用する場合。

(1) 5月中に使用する楽曲(の候補)を決定してください。

レンタルCDは使用できません。学校所有か自校生徒所有のものに限ります。

著作隣接権処理と、著作権処理が必要です。

(2) CD業者に赤本「様式2-7」を用いてレコード会社一覧の番号にFAX(or e-mail)します。

同時に電話を入れている学校があるようですが、事前の電話はしないでください。

2・3日後には返事がきます。こない場合は電話を入れてください。有償で許諾の場合は、顧問とよく相談して使用・不使用を決めてください。不許諾の場合は当然使用できません。

無償で許諾の場合は次に進んでください。

(3) つづいて、JASRACのページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページから、ラジオ番組の場合は「録音」に「○」、TV番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。

- (4) ラジオの場合は「録音利用申し込み書」「録音利用明細書」、
テレビの場合は「映像ソフト録音利用申込書（新譜）」を作成。
必要事項を記入して、学校の公印を押し、JASRACにFAXします。
5月中旬にFAXしないと、大会に間に合いません。
- (5) 十日前後で、JASRACより、許諾番号が明細書に記入されて返送されます。
この返送された、明細書のコピーを台本に1部添付。現物は請求書が来るまで学校保管。
- (6) 県大会当日までにJASRACから返送されてこない場合は、学校で作成した明細書を添付。
6月21日（土）までに、許諾番号が付与されない場合は、失格となります。
- (7) 8月か9月頃、著作権料の請求が来ます。各校で払い込んで、控えを保管しておいてください。

5. 自校生徒が演奏した、自作ではない曲の録音。

著作権の処理が必要です。

JASRAC のページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページを印刷。
ラジオ番組の場合は「録音」に TV 番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。
以下、4（4）の手順に進んでください

6. 効果音等、メロディのない市販の音源を使うとき

著作権は「芸術的・創造的なもの」に与えられる権利です。

よってドアを閉める音などには著作権は存在しません。JASRAC に権利のない音源を記載すると
減点対象になるそうです。

しかし、それをCDに録音して販売している場合は、CD業者に「著作隣接権」が生じます。

よって著作隣接権のみの処理をします。

すべてに共通して、「様式2-6」を台本末尾に添付してください。

7. 何か具体的な事例で、不明な点があれば、勝手な判断をせずに、

すぐに海部までメールしてください。

顧問からでも、生徒が直接でもかまいません。

kaifu@e01.itscom.net